

面会制限緩和のお知らせ

(5A、3A、6B病棟は除く)

新型コロナウイルス感染者が減少し、埼玉県の緊急事態宣言も解除となったため、周囲の感染状況に合わせて11月1日より当院の面会制限を緩和します。

以下の条件を満たした場合、面会可能とします。

- ・ **週1回、15分の面会**で面会者は患者さん1名につき2名まで。(例：患者Aに対して面会者B (+C) が週1回15分まで。面会者Cが別の日に面会は不可)
- ・ **面会可能時間は13:00-17:00** (土日祝も同様)
- ・ 面会の際は、面会者、患者さんともに**マスクを着用**して下さい。
- ・ **面会は事前申請**された方のみとさせていただきます。

面会を希望される方は病棟に電話するか、患者さんを通して病棟スタッフに伝えて下さい。(5A、3A、6B病棟は今まで通りの対応です。)

なお、混雑を避けるため、短期入院(5日以内)の場合は面会を控えて下さい。

引き続き感染拡大予防に向けて、ご協力をよろしくお願い致します。

病 院 長

